

甲府市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、既存木造住宅の耐震改修等に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(既存木造住宅の判断)

第2 要綱第2(1)アに規定する昭和56年5月31日以前に着工されたものとは、本市が耐震診断を実施したもの、建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるもの、登記簿謄本（全部事項証明書（建物））又は固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたものとする。

2 構造、用途については、前項の書面等により、木造及び住宅であることを確認できるものとする。

(総合評点等)

第3 要綱第2(2)イの「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」における地盤・基礎の評点については、山梨県木造住宅耐震診断マニュアルの地盤・基礎評点を読み替えて適用する。

2 要綱第2(4)の総合評点は、(一社)山梨県建築士事務所協会（以下「事務所協会」という。）の建築物耐震診断・補強計画判定会による判定を受けたものでなければならない。ただし、事務所協会と同等の組織による判定を受けたものは同様の扱いとする。

(補助金額)

第4 要綱第5の耐震改修工事に要する費用算定については、耐震改修に明らかに寄与しない工事で費用を分離できるものは、当該工事を分離して算定する。なお、この部分については、補助対象から除く。

(添付書類)

第5 要綱第6の別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 木造住宅耐震改修予算書（第1号様式）又は木造住宅建替え予算書（第2号様式）
- (2) 耐震診断報告書の写し又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
- (3) 申請図
ア 案内図、配置図
- (4) 現況写真（既存木造住宅の全景）

(5) 建築時期が確認できるものの写し。ただし、耐震診断報告書の写しがある場合は除く。

(6) 本市の税に滞納が無いことが確認できるもの（未納のない証明書等）

(7) その他市長が必要と認めるもの

2 要綱第9の別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 耐震改修工事等に関する設計の請負契約書の写し

(2) 耐震改修工事に関する図面（平面図、立面図、補強計画図）又は建替え後の住宅に関する図面（配置図、平面図、立面図）

(3) 耐震改修工事については、木造住宅の耐震補強計画書（総合評点を確認でき、作成した建築士の記名、捺印のあるもの）

(4) 建替え工事については、建替え後の住宅に係る建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し

(5) 工事費見積書の写し（施工業者の捺印があるもの）

(6) その他市長が必要と認めるもの

3 要綱第10の別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 交付決定の金額に変更が生じる場合は、変更後の木造住宅耐震改修予算書（第1号様式）又は木造住宅建替え予算書（第2号様式）

(2) 変更後の図面

(3) 変更後の工事費見積書の写し（施工業者の捺印があるもの）

(4) その他市長が必要と認めるもの

4 要綱第12の別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 工事監理契約書の写し及び工事請負契約書の写し

(2) 補助対象事業に係る領収書の写し

(3) 工事写真（施工箇所ごとの施工前、施工中及び完成が確認できるもの、建替え工事の場合は、既存木造住宅の除去後の状況が確認出来るものを含む）

(4) 耐震改修工事については、工事が木造住宅の耐震補強計画書に基づき施工されたことを証する書面（第3号様式）

(5) 建替え工事については、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し及び省エネ基準に適合することが確認できる書面

第6 補助対象となる耐震改修工事の内容については、筋かい等の耐震上主要なものを設置する場合とする。（別表）また、新しい工法にあつては、原則として（財）日本建築防災協会等の評価等が得てあるものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。